

## IV 母子・父子・寡婦福祉

### 1 制度の概要

#### (1) 福祉の対象となった経緯とその概要

##### 1) 制度

関連法令等：母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子家庭の母親は、子どもの養育をしつつ働いて自立した生活を送ることを求められるが、母子世帯になった時点で母親が就労していない場合も多い。就労可能な職場・職種も限定的であり、さらに日本では子どもの養育費も支払われないことが多い。このように、生活の基盤自体の課題のほか、母子世帯は、賃貸住宅への入居や金融機関での金銭の借入れなども困難なことが多い。また、厚生労働省が毎年実施している統計「全国母子世帯等調査結果」からも継続して母子家庭の平均所得は低く、これらのことから、母子世帯は、社会的な弱者として福祉の対象となっている。

離婚率の増加とともに母子世帯の数は増加してきた。もともと、直近では、そもそもの子育て期世帯数が減少していることもあり、母子世帯の数自体は、やや減少傾向にある。

##### 2) 経緯

昭和12年に母子保護法が制定された後、戦争未亡人対策を含め、昭和24年に母子福祉対策要綱が定められた。昭和27年には母子福祉資金の貸付に関する法律が成立し、その後、年金や児童扶養手当制度など、母子関連分野が広がったことから、昭和39年にこれらを総合的にまとめた母子福祉法が施行された。この法律では、子どもが成人すると対象から外れていたが、昭和57年に寡婦も含めた法改正が行われ、母子及び寡婦福祉法となった。その後離婚などを主要因とする現在の母子家庭の実態には合わなくなっていたことから、平成14年度に大幅な改正が行われた。

また、経済的に困窮する父子家庭も増加し、父子家庭も含めた法改正が行われ、母子及び父子並びに寡婦福祉法として平成26年4月に施行されている。

##### 3) 対象

母子・父子・寡婦世帯の世帯員。母子家庭の母は子どもが自立すると寡婦とされ、寡婦についても、貸付制度など、共通の施策をとられることもある。

世帯類型により、形式基準でひとり親世帯とされるが、戸籍上はひとり親世帯でも実質的に婚姻関係にある（事実婚）場合には、ひとり親世帯ではないとみなされる。具体的な施策の対象としては、世帯員所得等が一定以下などの要件が付されることが多く、経済的に自立していたり、祖父母と同居して扶養されている場合など、その施策から外れることもある。

他の福祉と同様に、申請により施策の対象とされるものがほとんどである。

##### 4) 福祉の終了

対象世帯の経済的な自立により福祉対象から外れる福祉目的の達成によるもののほか、そもそも母子・父子世帯でなくなることによる終了として、婚姻、子どもの成長などによる形式要件から母子福祉の対象から外れることがある。

一般的に、母子・父子に関する福祉に関する課題としては、絶対数は多くないものの、各種の福祉を目的として、形式的に婚姻しなかったり離婚するケースがあることが挙げられる。

所得に応じて医療費無料化や手当給付などのひとり親に関する福祉を受けられるが、父母が揃っているけれども課税所得が同程度に少ない世帯とどう違うのかを考えると、ひとり親福祉の実施手段が実態には合っていないようにも思われる。

自治体では、生活の実態を判断し、事実婚と認定するとひとり親に関する福祉から外すことになる。伊達市のような小規模な自治体では生活の実態に目が届きやすく、偽装離婚等による福祉の不正受給は発生しにくい。しかし、福祉事務は、生活の実態に応じて実施するため、人が生活している限り、福祉の実施の可否について、自治体職員に判断が求められる場面は常に発生する。

## (2) 伊達市の施策

### 1) 施策の目的

伊達市では、母子・父子施策に関する計画等は策定していない。

平成26年10月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が行った「ひとり親支援制度の見直し」によると、改正法のポイントとして、次の4点が示されている。

①ひとり親家庭への支援体制の充実、②ひとり親家庭への支援施策・周知の強化、③父子家庭への支援の拡大、④児童扶養手当と公的年金等との供給制限の見直し。

また、具体的な施策は、次のように4本柱により推進されている。

### 2) 施策

施策	伊達市	概要	財源
子育て・生活支援			
母子・父子自立支援員による相談支援	○	相談窓口設置	市
ヘルパー派遣等による子育て・生活支援			
保育所の優先入所	△	保育所入所時に考慮	-
学習ボランティア派遣等による子供への支援			
就業支援			
母子・父子自立支援プログラムの策定等			
母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進		道事業	
母子・父子家庭の能力開発等のための給付金の支給	○	利用者は少数	国3/4・市1/4
養育費確保支援			
養育費相談支援センター事業の推進		道事業	
「養育費の手引き」やリーフレットの配布	○	窓口で配布	
経済的支援			
児童扶養手当の支給	○	法規に基づき市が事務を行う。	国1/3・市2/3
母子父子寡婦福祉資金の貸付	○	国の規定に基づく道事業	
ひとり親家庭等への医療費の助成	○	道補助事業	道1/2・市1/2

### 3) 台帳

伊達市では、全ての母子・父子・寡婦世帯につき、世帯ごとの台帳を作成している。

離婚・転入等の手続きは市民課の担当であるが、母子等世帯に該当する場合に、母子等相談窓口を紹介し、各種の福祉に関する制度や手続きを説明する。このときに台帳を作成するので、おおむね全ての母子等世帯が把握され、台帳に記載される。

### 4) 施設

母子・父子・寡婦に特化した施設はない。

## (3) 対象者数

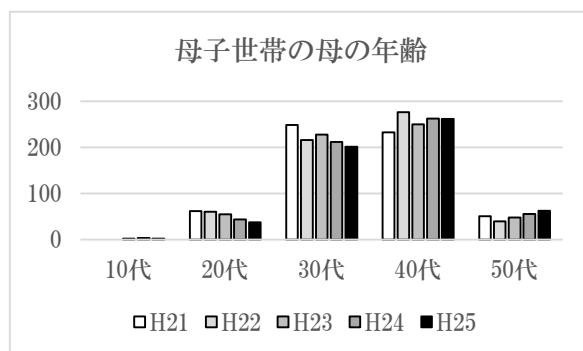
### 1) 推移

伊達市の母子・父子世帯数は減少傾向にある。

年度	伊達市					国勢調査日本		国勢調査北海道		
	H21	H22	H23	H24	H25	H22 A	H22 B	H23 A	H23 B	
世帯数	母子世帯(世帯)	595	594	583	579	567	755,972	1,081,699	50,034	65,126
	比率(%)	3.4	3.4	3.3	3.2	3.2	1.5	2.1	2.1	2.7
	父子世帯(世帯)	-	74	71	66	65	88,689	204,192	5,018	9,193
	比率(%)	-	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4
	総数(世帯)	17,662	17,705	17,772	17,872	17,943	51,842,307	51,842,307	2,418,305	2,418,305
人数	母子世帯(人)	1,560	1,556	1,526	1,507	1,463	1,991,699	3,390,371	109,315	159,081
	比率(%)	4.2	4.2	4.2	4.2	4.1	1.6	2.7	2.0	3.0
	父子世帯(人)	-	119	114	101	99	227,718	742,352	10,147	22,952
	比率(%)	-	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.6	0.2	0.4
	総数(人)	37,064	36,750	36,427	36,201	36,011	125,545,603	125,545,603	5,344,723	5,344,723

母子世帯の母親の年齢推移を見ると、30代が減少し、40代、50代が増加している。

年度		母子：母親の年代					父子：父親の年代			
		H21	H22	H23	H24	H25	H22	H23	H24	H25
人数 (人)	10代	0	0	2	4	2	0	0	0	0
	20代	62	61	55	44	38	7	7	3	1
	30代	249	216	228	212	202	16	15	17	19
	40代	233	277	250	263	262	36	34	31	31
	50代	51	40	48	56	63	15	15	15	14
比率 (%)	10代	0.0	0.0	0.3	0.7	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	20代	10.4	10.3	9.4	7.6	6.7	9.5	9.9	4.5	1.5
	30代	41.8	36.4	39.1	36.6	35.6	21.6	21.1	25.8	29.2
	40代	39.2	46.6	42.9	45.4	46.2	48.6	47.9	47.0	47.7
	50代	8.6	6.7	8.2	9.7	11.1	20.3	21.1	22.7	21.5



母子・父子世帯となった理由としては、圧倒的に離婚が多く、全国平均と比べると、伊達市では、「未婚の親」比率が高いことが特徴といえる。

年度	母子							父子					
	H21	H22	H23	H24	H25	伊達※	全国※	H22	H23	H24	H25	伊達	全国
離婚	490	497	476	473	469	81.6	80.8	53	57	53	53	80.3	74.3
未婚の親	60	54	68	70	63	11.7	7.8	-	-	-	-	-	1.2
死別	41	40	36	32	32	6.2	7.5	14	10	8	9	14.1	16.8
その他	4	3	3	4	3	0.5		7	4	5	3	5.6	

伊達※ 平成23年度の比率

全国※ 厚生労働省平成23年度全国母子世帯等調査結果

## 2) 平成25年度

(単位：世帯、人)

	母子	父子	合計	伊達市
世帯数	567	65	632	17,943
世帯人数	1,463	99	1,562	36,011
世帯当たり人数	2.6	1.5	2.5	2.0

## (4) 年間歳出額

歳出の推移(項目は主な歳出)

年度	H19	H23	H24	H25
母子家庭等自立支援給付金支給事業(円)	58,400	3,434,000	1,708,600	2,942,000
ひとり親家庭等医療助成費(円)	14,507,137	15,378,694	13,723,459	12,858,136
同延べ人数(人)	6,379	6,530	5,965	5,669
延べ人数1人当たり給付額(円)	2,274	2,355	2,301	2,268
児童扶養手当給付費(円)	189,131,140	191,646,980	188,895,860	183,756,370
同延べ人数(人)	7,304	7,622	7,572	7,306
延べ人数1人当たり給付額(円)	25,894	25,144	24,947	25,151
延べ人数÷12か月(人)	609	635	631	609

※ 「1人当たり給付額」は子ども1人当たりの金額。

母子父子関連の歳出項目を抽出すると、前表のようになる。伊達市では、職員給与等の人件費を総務費でまとめて計上しているため、担当職員の人件費は含まれていない。

平成26年4月1日の母子福祉担当部署の職員数は、臨時職員等も含め、6人である。  
(正職4人、嘱託2人 短期アルバイトを除く。)

母子父子関連歳出のうち、多額であるのは、児童扶養手当給付費である。

## 2 個別の事業

### (1) ひとり親世帯相談

#### 1) 事業の概要

##### ① 目的・概要

母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に基づき、自立支援員が配置されている。自立支援員は、自立に必要な相談、指導を行う。各種の相談に対し、情報を提供するほか、必要に応じてひとり親関連施策以外にも、市役所内の各部署につなぐ。

##### ② 財源・経緯

財源は、市費である。

厚生労働省のひとり親支援、北海道の第二次北海道母子家庭等自立促進計画でも、相談機能の充実を第一に挙げている。

総合的な支援を行う支援センターは、北海道が振興局ごとに設置しており、伊達市の属する胆振地区では、隣接する室蘭市に置かれている。

##### ③ 事業実施方法

相談窓口は、市役所1階に設けられ、自立支援員（嘱託職員）が対応する。

自立支援員は、社会的信望があり、職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者とされ、その職務は、母子等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うことと、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこととを求められているが、自立支援員になるために必要とされる資格は特にない。伊達市では、子育て経験等も考慮して自立支援員に任命しているとのことである。

自立支援員は、相談内容と対応を記載し、相談者（母子等世帯）ごとにファイルを作成するほか、毎日の相談日報を作成している。

#### 2) 対象

母子世帯・父子世帯であるが、DV（家庭内暴力）などにより、救助や助言が必要な有配偶者世帯にも対応する。

#### 3) 利用状況

平成21年度からの相談件数の推移は次のとおりであり、増加傾向にある。平成22年度の父子は、新たに児童扶養手当の支給対象になったことから件数が多かったと思われる。

相談件数の推移														(単位：件)	
年度	母子					父子					合計				
	H21	H22	H23	H24	H25	H22	H23	H24	H25	H21	H22	H23	H24	H25	
生活一般	58	65	69	110	103	7	7	5	4	58	72	76	115	107	
児童問題	37	26	33	41	70	2	7	5	3	37	28	40	46	73	
生活擁護	70	74	87	88	104	34	16	4	8	70	108	103	92	112	
その他	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	
合計	165	166	189	240	277	43	30	14	15	165	209	219	254	292	

#### 4) 監査手続き

① 平成25年度職務日誌綴りを閲覧し、日誌が作成され、ファイルされていることを確認した。

② 平成25年9月を抽出し、相談件数の合計と職務日誌を照合した。「その他」とされる相談件数は、合計表では14件とされているが、日誌に記入されている件数の合計は13件であった。

職務日誌は、「記事」とされる自由記載部分と、統計に使用する相談内容別分類ごとに件数などを記載する欄に分かれている。相談について、「記事」には記載されているが、件数を記載する欄には記載されない場合もあるとのことであり、内容は確認できた。

記事欄は、自立支援員が自分でわかるよう、覚書として使用されているため、他の者が見ると、内容がわかりにくい。相談自体は、出金を伴うものでないこともあり、件数の記載も完全には行われておらず、あいまいになっている。

(指摘事項) 職務日誌につき、修正液で修正されているものや鉛筆で記載されているものがある。

(意見) 相談事務が適切に実施されていることを記録からも確認できる状況にする必要がある。職務日誌の記載方法につき、次の4点で改善が望まれる。

- ・個々の相談については、世帯ごとのファイルと照合すれば、その日の相談内容がわかるように、ファイル記録に転記する。転記した場合にはファイル番号を記入する。
- ・「記事」の項に記入しているものであっても、相談内容の区分と件数欄は、必ず記載する。
- ・記入には鉛筆等ではなく、修正が難しい筆記具を使用する。
- ・プリントアウトを含め、記載を修正する場合は、修正液を使わず、必ず二重線で消して書き直す。

③ 平成25年度の職務記録（特に対応が必要な世帯に対して作成される相談記録）一覧24件のうち3件をランダム抽出により閲覧した。

また、相談日誌から同様にランダムに10件を抽出し、世帯原簿が作成されていることを確認した。当日の相談自体は、世帯原簿に記載されていないものが2件あった。相談内容につき、特に記録に残す必要が感じられない場合には、記載されないこともあると

のことである。これらについても、相談に来たこと自体は記載することが望まれる。(前記意見のとおり。)

これらの抽出案件につき、相談者への対応が記載されていることを確認したところ、各種の相談に対し、特別な対応をした案件については、担当者等により、詳細に記録されていた。

DV案件では、個人の生活に対して公が関与することになり、市がどの程度関与すべきなのか、警察に引き継ぐべきではないのか、などの判断が難しいものが多い。

市の記録の状況は、全般には、後日の同種業務への参考になり、市が市民の状況に対して真摯に対応していることも読み取れる状態になっている。

相談記録簿の日付の職務日誌に対応する記載があるかを確認したところ、24件の記録のうち、1件の職務日誌が保管されていなかった。

これについては、自立支援員が休日であったため、家庭児童相談員の職務日誌として作成されていたとのことである。

(意見) 次の点の改正が望まれる。

相談日全ての職務日誌を作成し、相談のない日も相談なしとして欠けることなく日誌綴りに綴ることとする。

## 5) 検討

### ① 事業の妥当性等

母子等福祉の入口事業として重要な事業である。相談業務は、すべての母子、父子及び寡婦施策の入り口であり、重要な業務であるが、母子及び父子並びに寡婦福祉法により、正規職員によらないこととされている。このため、伊達市でも嘱託職員を自立支援員としている。

職務にあたっては、正規職員と協力しており、フォローも行われているが、職責は重い。

前記意見に記したように、より記録を詳細に残し、系統立てて管理すること、また進捗状況の確認と対応内容について、担当部門により承認し、承認記録を残す制度とすることも必要と思われる。

### ② 利用状況

母子等世帯は減少しているが、相談件数は増加している。もっとも、1世帯の世帯員が頻繁に相談に来ることもあるため、相談世帯が増加しているとは一概には言えない。

母子等世帯に該当することになった時点で、市役所に届出に来ると、当相談窓口を紹介されるため、該当世帯に対し、当サービスの周知は行われていると思われる。

しかし、母子等世帯に該当するようになってから長期間を経過すると、当サービスの

あることを忘れて利用しない可能性もあるが、ホームページなどでも広報されており、現在のところ利用状況に問題があると考えられる状況にはない。

### ③ 費用負担

事業の性格から考えて、相談者に負担を求める性質のものではない。

## (2) 児童扶養手当

### 1) 事業の概要

#### ① 目的・概要

根拠：児童扶養手当法等

目的：児童を育成する母子・父子等家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、福祉の増進を図る。

概要：一定所得以下の母子・父子家庭等に、児童を扶養する手当として一定額を支給する制度である。

平成26年度では、児童が1人の場合、所得に応じて、月額9,680円から41,020円が支給され、2人以上だと2人目5千円、3人目以降3千円が加算される。

\*法改正により、下記のように手当額が変更されている。

・平成25年度	H25. 4月～H25. 9月分	月額9,780円から41,430円
	H25. 10月～H26. 3月分	月額9,710円から41,140円
・平成26年度	H26. 4月～H27. 3月分	月額9,680円から41,020円

また、所得が一定以上になると、手当の支給は停止される。

所得が一定以上になり、支給が停止された世帯でも、所得が減少した翌年には、支給が再開されるため、いったん手当の支給を受けて、その後、支給停止されている者も、「全部支給停止」として対象者数にはカウントされる。

#### ② 財源・経緯

法令等に基づき、自治体を実施する事業であり、伊達市でも国の定める基準に従って運営している。

財源は、国が3分の1、市が3分の2を負担する。

#### ③ 事業実施方法

申請に基づき、所得等の要件を審査し、支給決定する。

翌年には、現況届を提出し、市はこれに基づき審査を行い、支給決定する。

なお、当制度は辞退による不支給がないので、一旦受給すると、「全部支給停止」になっても毎年現況届の提出を求める制度になっている。

### 2) 対象

一定所得以下の母子・父子家庭

対象者数



平成25年度数値データ（人数は平成25年度末）

資格：受給資格者数(親など)429名　うち、支給対象者数371名　母子父子世帯数合計632  
世帯に対し、受給資格者率67.9%、支給対象者率58.7%

児童数：のべ7,306人(1月あたり609人)　支給額　183,756千円

\*注)受給資格者は養育者である親などで、支給停止されている者も含む。

支給児童者数は、支給対象となる児童の数である。

### 3) 利用状況

#### ① 受給資格者人数等推移

(単位:人)

	H19	H23	H24	H25
支給	7,324	7,622	7,572	7,306
全部支給	2,770	2,583	2,507	2,332
一部支給	1,989	2,436	2,504	2,555
2子加算	2,026	2,019	2,005	1,908
3子以降加算	539	584	556	511
全部停止	60	49	55	58
合計	7,384	7,671	7,627	7,364

#### ② 歳出額

(単位:千円)

	H19	H23	H24	H25
全部支給	114,920	107,467	103,970	96,505
一部支給	62,464	72,333	73,236	76,178
2子加算	10,130	10,095	10,022	9,540
3子以降加算	1,617	1,752	1,668	1,533
合計	189,131	191,647	188,896	183,756

### 4) 監査手続き

#### ① 申請

申請者は、申請用紙に戸籍謄本、預金通帳、年金手帳等を添えて提出する。

配偶者等との死別による場合などを除き、養育費の見込みについても所定の様式に記載して提出する。

市は、これらから受給資格の有無を判断し、支給の可否および支給額を決定する。

平成25年度の月次の申請状況は次表のとおりであり、これらにつき申請書がファイルされていることを確認した。

年	月	件数	内訳1		内訳2		うち離婚	うち事実婚解消
			全部支給	一部支給	母子	父子		
25	4	6	3	3	6	0	5	1
25	5	5	2	3	5	0	4	1
25	6	3	1	2	3	0	3	0
25	7	5	2	3	4	1	5	0
25	8	7	4	2	7	0	7	0
25	9	6	4	2	5	1	5	0
25	10	4	0	4	3	1	4	0
25	11	3	2	1	1	1	2	0
25	12	1	1	0	0	0	0	0
26	1	1	0	1	1	0	1	0
26	2	2	1	1	2	0	2	0
26	3	6	3	3	5	0	4	0
合計		49	23	25	42	4	42	2

(ケース1)

受給者が父母ではない2世帯の記載内容について、ヒアリングにより、受給者を父母としない理由が相当であることを確認した。

(ケース2)

2世帯は事実婚解消により、児童扶養手当の受給申請を行っている。事実婚解消については、市が実態を適時に把握することは困難である場合も多いが、申請者より、いかなる婚姻関係もない旨の申立てを受け、住民票を異動して、転居していることを確認し、民生・児童委員からの証明を得た上で、実態の判断をしているとのことである。

また、国や道の指導に基づき、事実婚解消申立書・調書の提出も申請者へ求めている。

(意見) 児童扶養手当の申請に関して、受給者が父母以外の場合や、子どもを別々に引き取り、2世帯がそれぞれ児童扶養手当を受給するようなイレギュラーな場合には、支給決定した根拠について明確に記載する事が望まれる。

## ② 継続（現況届とその審査）

児童扶養手当の新規認定を受けた翌年度以降、毎年現況届を提出することになる。市は、受給に必要な条件を継続して満たしていることを確認し、支給額を決定する。

現況届の提出月は法制上8月に規定されており、支給額は前年度所得で判断される。その時点で、支給が全部停止されている世帯も含め、現況届の書式と提出案内を送付する。

提出にあたっては、事実婚がないこと等も面談により確認するために、市役所に出向いて提出することを求めている。

現況届が提出されない世帯については、一覧表を作成し、提出されていない旨連絡し、

提出の都度消しこんでいく。

- ・平成25年9月に作成された未提出世帯一覧を閲覧し、提出者の消しこみが行われており、提出されていない世帯については支給差し止めをした旨のメモが記載されていることを確認した。

前年度支給されていても、就労や親世帯との同居により、所得が発生したような場合、全部支給停止として手当は支給されないものの、この手当には辞退の制度がないことから、一旦支給を開始するとその後も継続して現況届の提出を求める必要がある。このため、提出しない世帯もあるとのことである。

- ・平成25年度の現況届に関する名簿からランダムに28件を抽出し、現況届と照合し、支給額の計算が規則どおり行われていることを確認した。

前年度所得の認定にあたっては、所得税の上では所得とみなされない養育費についても、その8割を所得に加算して判断することとされている。このため、養育費の有無についても確認を行う必要がある。

養育費の有無及び額については、自己申告に基づき処理している。

自己申告につき、記載内容の真否を確認する手続きはとられていない。介護保険の項で見たように、介護保険料の減免を受けるためには、預金の残高も確認するために預金通帳の提出を求め、合わせて所得税の対象外となる遺族年金の受給の有無についてもその通帳の取引記録から確認している。これと比べると、介護保険の減免額に比べ支給額が多額である児童扶養手当の支給にあたって自己申告だけで決定することとは手続きの慎重さに整合性がない。児童扶養手当の件数は介護保険の減免に比べて圧倒的に多く事務手続きが困難であることや、公的な機関からの収入である年金に比べ、養育費は個人的な収入であることなどが要因と思われる。本来は、預金口座の調査などを手続きとして実施するべきと思われるが、公的年金と異なり、現金での支払いも考えられ、把握は困難である。また、養育費を一括でもらうケースもあり、その場合には、十分な養育費をもらっていても、昨年度の養育費の額はゼロになることとも整合しない。これらのことから、追加的な手続きを実効性のある方法で効率的に実施することは難しいが、今後の検討課題であると思われる。伊達市では、少なくとも次の点については実施が望まれる。

現況届とともに、「養育費等に関する申告書」の提出を求めているが、次に記す医療助成制度の支給のために、別途「ひとり親家庭等医療助成制度認定に係る養育費等申告書」の提出を求めており、記載を求める内容は同一のものである。郵送費の面でも、回答者の便宜の面からも、両制度の申請書を合わせて1回で送付できないか検討が望まれるが、当制度では、法令により、8月1日の段階での所得情報を入手する必要があるため、ひとり親医療助成制度では、6月時点で前年度所得を確認する必要があるため、別途同内容の申請書を入手せざるを得ないとのことである。

(意見) 前記につき、同一人がそれぞれの制度に申告した内容が一致しているか、抽出によってでも照合するなどの手続きを実施することについて、検討が望まれる。

養育費の支払いを離婚の条件とし、月額を定めても、実際には支払われなかったり、当初支払われていても、そのうち支払いが途絶えることが多いのが現状である。同年度中に離婚した場合には予定額を記載させることとしているものの、これは当年の支給額には影響せず、翌年度に継続する時点で当年度の支給額を記載されれば足りるため、不要と思われるが、道からの指導により、記載を求めることとしているとのことである。

## 5) 検討

### ① 事業の妥当性

児童手当(平成25年度まで)、特別児童扶養手当(障がい児等)があるなど、他の手当と重複する。また、所得の少ない母子ではない世帯には支給されず、離婚してひとり親世帯になると、月額数万円の手当が支給される。

所得で判定するため、所得計算に反映されない遺族年金などについては調査しているが、金融資産を莫大に保有していても、利息は分離課税されるため、所得に反映されず、児童扶養手当は支給される。

また、前年度所得により支給の可否と額を判定するため、その年の所得が大きく増加しても支給される。また逆に大きく減少して生活に支障をきたしても支給されないことになる。所得が減少しても支給されないことは、福祉貸付や生活保護など他の福祉制度で補完することになる。

1人当たり月額2万5千円程度とはいえ、伊達市で支給する総額も継続して1億9千万円前後で推移しており、多額である。

制度自体に重複や不公平感のある事業のように思われるが、国の法規に基づき、市が代行して支給する事業である。

### ② 利用

申請に基づき、要件にあてはまる世帯が受給する。ひとり親世帯の約70%が受給しており、平成25年度に実際に支給された世帯数でも60%と、伊達市の多くのひとり親世帯が受給している。

## (3) ひとり親家庭等医療費助成

### 1) 事業の概要

#### ① 目的・概要

乳幼児等、重度心身障がい者及びひとり親家庭等に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児等、重度心身障がい者及びひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

ひとり親家庭等への施策の一環として、一定所得以下の世帯でも医療費の負担の心配がなく生活できるように、自治体が健康保険の対象医療費の被保険者負担分を支払う制度である。

ひとり親家庭等への医療扶助は、各自治体で実施されているが、具体的な対象範囲はそれぞれの自治体で定めている。

利用者は市に申請し、ひとり親家庭等医療費受給者証（これ以降「受給者証」と呼ぶ。）の交付を受け、これを北海道内の医療機関に呈示することにより利用できる。市へは、医療機関から北海道国民健康保険団体連合会（国保連）を通じての請求書により請求される。

助成の対象は、基本的に健康保険の対象となる医療費の自己負担分であり、入院時の食事の標準負担額などは本助成の対象にならない。

## 2) 対象

ア 伊達市に住所があり、次のいずれかに該当する者

母子家庭の母と児童

父子家庭の父と児童

両親のいない児童

（平成23年8月1日から、父子家庭の父と児童も対象とされた。）

なお、配偶者が精神又は身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている場合は、上記に準じて認定することができる。

イ 健康保険に加入している者

ウ 生活保護を受けていない者

エ 所得制限に該当しない者

### ① 財源・経緯

北海道の制度に沿って実施されている。財源は、道と市が2分の1ずつを負担する。

医療費は、市民税が非課税の世帯は自己負担額の全額（初診時の一部負担金は除く。）が助成されるが、課税世帯では、3歳未満の児童は全額（初診時の一部負担金は除く。）が助成されるが、3歳以上の児童とその親は1割負担となる。

### ② 事業実施方法

受給希望者の申請に基づき、資格を認定し、受給者証をプリントアウトにより作成し、手渡す。

有効期限は8月1日から7月31日までの1年を基本とするが、8月以降に申請された場合にも7月31日までを有効期限とする。

有効期限が近づくと、更新のため所得要件等に該当するか確認し、該当する場合には継続して交付する。

離婚によるひとり親世帯には、養育費に関する申告の提出を求めており、これが提出されなければ受給者証は発行されない。

児童は18歳の年度末になると対象から外れるが、進学などで扶養されている場合には継続申請をすると、20歳の誕生日末まで給付対象となる。大学などで遠隔地にいても、扶養していれば対象となる。

医療費の請求事務は、国保連がまとめて行う。このため、市は請求書に基づき国保連に支払う。ただし、北海道外での受診のためなどで受給者証を呈示しなかった場合には、領収書を添えて市に申請を行うことにより助成金が支給される。

### 3) 利用状況

平成19年度と平成23年度からの推移は次のとおりであり、近年はひとり親世帯数の減少に伴い、助成人数、助成費とも減少傾向にある。

年度	H19	H23	H24	H25
医療助成費（円）	14,507,137	15,378,694	13,723,459	12,858,136
同延べ人数（人）	6,379	6,530	5,965	5,669
延べ人数1人当たり助成額（円）	2,274	2,355	2,301	2,268

### 4) 監査手続き

#### ① 申請

平成25年度申請ファイル上半期を閲覧し、ファイルされている申請書が入力されていること、入力結果に基づきプリントアウトされる異動一覧に申請書が一致することを確認したところ、異動一覧のうち一部は資料が添付されていなかった。これについては、前記の養育費申告書の未提出により受給者証を発行していなかったものであり、養育費申告書は別途ファイルされていた。

そこで、申請書が保管されていなかったもののうち2件（5名）を抽出し、別途保管されている養育費申告書と照合したところ、保管されていることが確認できた。

なお、養育費申告書の送付一覧によると、送付件数は425件であり、うち、期限内に回収されずに再通知したものが70件である。なお、養育費等申告書のうち100件強には金額が記されており、残りはゼロ円と回答されている。

（意見） 上限額の確定などのために「ひとり親家庭等医療助成制度認定に係る養育費等申告書」の提出を求めているが、児童扶養手当の支給のために提出を求める「養育費等に関する申告書」と記載を求める内容は同一のものである。

以下、前記児童扶養手当と同じ。

変更事由発生日と申請日との間がかい離しているものについて、その理由を確認したところ、次のようなものであった。

- ・医療保険が変更になったが、手続きが行われなかったもの。

これについては、どの医療保険に加入していても、自己負担の額は変わらないので、当医療給付の額についての変更はない。国民健康保険からの離脱や加入の手続き自体が遅れていたと思われる事例が多い。

- ・事実婚の認定により、さかのぼって受給者証を取り消したもの。

これらについては、前記児童扶養手当に関する事実調査に連動して取り消したものである。この場合、取り消し日以降に受給者証を使用して受診していないかシステム上で確認し、該当があれば、確認した助成額の返還を求める。

このうち2件につき、さかのぼった期間内のものがファイルされ、合計され、返還金が納付されていることを確認した。

支給要件を確認するために、実質的にひとり親であることを確認する業務を伴うものであり、ひとり親担当部署から情報提供を受けて実施している。しかし、医療助成は、ひとり親世帯に対して重要な施策であり、複数の部署にまたがってサービスを提供するよりも、ひとり親政策担当部署で、市民への対応は取りまとめて行うことが、福祉対象であるひとり親世帯にとっては利便性が高いと思われ、また福祉の状況も担当部署で把握しやすいため、ひとり親福祉担当部署で実施することが望ましい。一方で、当制度の支給事務は、乳幼児医療助成等と併せて実施されていることや、乳幼児医療制度との関連もあるため、資格の認定等だけを分けて事務を実施することも困難とのことである。

(意見) 事務の煩雑さなど、解決すべき点はあるものの、ワンストップサービスを目指した組織構築につき、検討が望まれる。

## ② 支払－医療機関

医療機関に直接支払ったファイルを閲覧し、道外で受診した2件、受給者証の呈示を忘れたと思われる道内での受診1件につき、領収書に基づき、保険対象になる医療費の自己負担分に対する助成額が算出されたうえで給付されていることを確認した。

件数は、月によって異なるが、それぞれ数件と多いものではない。

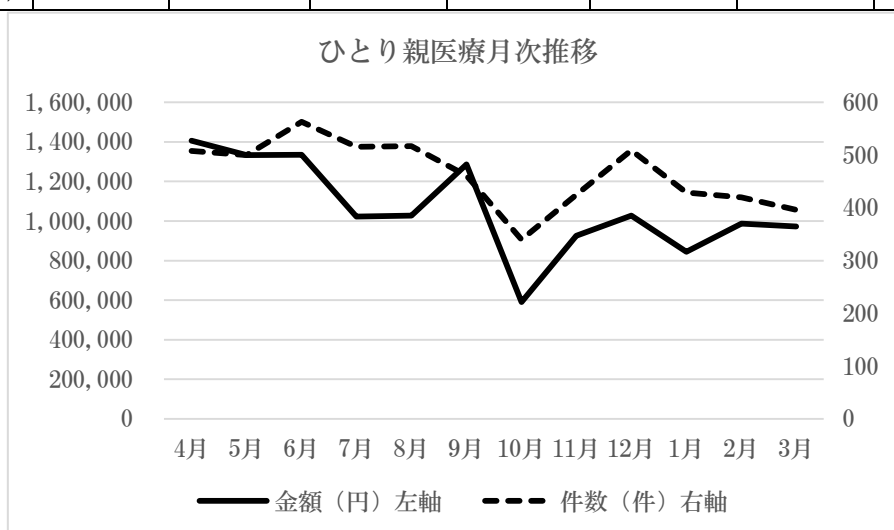
## ③ 支払－国保連

北海道国民健康保険連合会(国保連)からの毎月の請求に基づき、支払われる。レセプトの内容のチェックも国保連が行い、疑義のあるものについては医療機関に確認し、後日修正されるものもある。

国保連からの請求書がファイルされていることを確認した。なお、請求にあたっては合計表のほか、医療機関ごとの使用明細も添付される。

月次の請求が行われ、平成25年度の支払額は次のとおりであり、月により増減があるが、風邪やインフルエンザなど、流行病が発生すると件数は多くなる。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
金額(円)	1,096,084	1,423,767	1,341,057	1,348,505	1,033,860	1,293,129	
件数(件)	541	516	509	577	517	469	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
金額(円)	602,765	902,846	1,092,637	772,147	974,314	977,025	12,858,136
件数(件)	346	420	511	423	436	404	5,669



#### (4) 高等職業訓練促進給付金

##### 1) 事業の概要

##### ① 目的・概要

母子家庭の母や父子家庭の父の生活の安定に資する資格取得に対し、一定の金額を支給することにより資格取得にかかる期間の生活の負担の軽減を図るとともに、資格取得を容易にすることにより自立の促進を図ることを目的とする。

##### ② 財源・経緯

ひとり親自立支援施策は、法律等に定められた制度であり、伊達市では、伊達市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業交付要綱を定めている。

市が歳出した額に対し、国費が4分の3、市が4分の1の負担となっている。

母子家庭の母又は父子家庭の父が、所定の資格取得(\*)のために学校などの養成機関等で2年以上修学する場合、修学期間中月額7万5百円又は14万1千円※を支給する。

(\*) 看護師、助産師、保健師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、その他と定められており、修学年限が2年以上の養成機関に通う者とされている。

なお、平成27年度から、3年目は北海道の「母子・父子福祉資金」貸付で対応すること



とされる。

※支給額は修業開始時期で次のように改正されている。

- ・平成20年度以後平成23年度以前に修業を開始した者  
修学期間中月額 14万1千円又は7万5百円
- ・平成24年度以後に修業を開始した者  
修業期間中月額 10万円又は7万5百円

### ③ 事業実施方法

受給希望者の申請に基づき、支給を決定する。

2年度目を継続する場合には、改めて申請が必要であり、就学状況等も確認し、支給決定する。

#### 2) 対象

伊達市内に住む母子・父子家庭の父母

#### 3) 利用状況

平成25年度2件、平成26年度1件（前年度からの継続）と、利用者数は少ない。

#### 4) 監査手続き

平成25年度の2件につき、戸籍、在籍、所得などの要件のほか、出席状況も確認されていることを確認した。

なお、当事業には所得要件があるが、当事業の給付により所得要件を満たさないことのないように、当事業給付を除いた金額で判断される。また、前記の児童扶養手当も、当給付を除いた所得で給付を判断する。

#### 5) 検討

##### ① 事業の妥当性

母子福祉概要に記載しているように、母子世帯は収入が低く、自立が課題である。そのような世帯に対しての自立支援策として、不足している福祉関連の専門職の資格取得援助は時流に合った施策といえる。

当制度は、世帯当たりの支給額が月間14万又は7万円と多額であるが、母子家庭の経済的な自立の機会を提供する制度であり、適正な執行が望まれる。

##### ② 利用

当制度の利用者は少ない。この理由としては、対象業種が限定され、伊達市内に給付対象となる教育機関が少ないことが挙げられるとのことである。また、同種の事業は、職業安定所でも実施されている。

### (5) 母子父子寡婦福祉団体の助成

母子父子寡婦福祉団体に対して、補助金等は支出していないが、市の施設に優先的に自動販売機を設置することを許可している。

母子父子寡婦福祉団体の収支を閲覧したところ、主な収入は自動販売機手数料であるが、収支総額も多額なものではなく、支出も不相当と思われる項目及び金額のものはなかった。

自動販売機設置許可は補助とほぼ同義であるが、補助団体ではないこと、及び指摘すべきと考えられる事項がないため、この報告書では、当団体の収支明細自体は掲示しない。

#### (6) 「養育費の手引き」やリーフレットの配布

各種の制度について解説したリーフレットは、北海道が作成したものであり、伊達市役所窓口置くほか、必要に応じて相談者に手渡している。

他の福祉制度では、利用できる制度及びその概要などを記載した「しおり」あるいは「手引き」のようなものを作成することが多いが、ひとり親支援に関しては、それぞれの世帯ごとに事情が異なることなどから、配布用の総合リーフレットは作成していない。

担当部署ではひとり親相談に関連する可能性のある制度を網羅したチェックリストを用意しており、相談担当者は説明を終わった事項にチェックマークを入れ、必要に応じて関連するリーフレットを手渡している。チェックリストは、児童扶養手当にファイルされる。